

2012年8月6日

独立行政法人 国際協力機構
理 事 渡 邊 正 人 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成24年7月6日付 JICA(ER) 第7-06001号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト デサブ南地区開発事業 道路整備事業」にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト
デサブ南地区開発事業 道路整備事業
スコーピング案に対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012 年 7 月 27 日（金）13:30～17:19
- ・場所：JICA 本部（会議室：2 階 212 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：作本委員、鋤柄委員、田中委員、日比委員、平山委員
- ・議題：アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト デサブ南地区開発事業 道路整備事業に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・配付資料：
 - 1) アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト デサブ南地区開発事業 道路整備事業 助言委員会資料
 - 2) ワーキンググループ会合説明用パワーポイント資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004 年 4 月）
（助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける）

全体会合（第 27 回委員会）

- ・日時：2012 年 8 月 6 日（月）14:30～18:39
- ・場所：JICA 本部（会議室：2 階 229 会議室）

上記の会合にて答申を確定した。

答申

本件については、既に上位計画及びその実施についての答申が本委員会（JICA 環境社会配慮助言委員会 第八回全体会合（平成 22 年 11 月 7 日））でなされており、それに基づいた EIA 調査が進行中である。今回、特にその中に位置付けられた「工事用道路」¹設置についての諮問を受けた。

既に、全体計画、地域開発計画、パイロットプロジェクトについての本委員会での検討・答申は行われているため、今回の WG では、検討対象の「工事用道路案件」に関する「環境社会影響配慮」について、主に検討した。なお、検討結果としての本「答申」（案）は、上位計画との関連があるため、これに対する答申も一部含んでいる。

既に進行しているパイロットプロジェクト（本件を包含している）の EIA 調査を認識し、それとの関係を含め、可能な限り、評価の視点・結果取りまとめ等、EIA の DFR へ反映されるよう「答申」を整理、作成した。

デサブ南地域開発事業について

1. デサブ南地区開発の IEE 結果（事前配布資料表 5.7）の大気汚染、水質汚染、廃棄物、騒音振動、地球温暖化の評価があるが、カブール首都圏の人口が増加することを念頭に正負の影響について、ベースラインと評価の根拠を明確にした上でわかりやすく記述すること。

デサブ南地域初期開発地区・道路事業 環境社会配慮調査全体について

2. 本事業の環境社会配慮に係る調査結果に基づき、アフガニスタン側による最終的な道路舗装工事にまで、本答申に基づく適切な環境社会配慮が引き継がれるよう、実施すること。
3. 環境社会配慮調査に当たっては、ベースライン調査とモニタリングだけでなく、適宜、将来予測調査を検討すること。
4. JICA ガイドラインとア国 EIA 制度との相違点につき、ギャップを埋める方策を検討し、JICA 側で可能な対策を取ること。
5. 環境社会影響に関連する基礎データ収集・分析のため、分析機器類の提供や技術協力のための機会を可能な限り確保すること。
6. アフガニスタン側の環境社会配慮面のキャパシティ・ディベロップメントについて可能な限り支援を行うこと。
7. 本事業の対象路線に係る線形・仕様等の比較検討などの代替案検討を行っていないのであれば、その明確な理由について記載すること。
8. スンニー派の厳格なイスラム教徒が多くを占める地域での事業であるが、ステークホルダー協議に当たって、女性だけで集まるなど、意見収集の方法で工夫を行うこと。

¹今回の対象道路は、完成後は、民間開発業者による都市開発の工事中には工事用道路として使われるが、新都市整備が終わった後は、アフガニスタン側の自己負担で舗装が行われ、新都市の地区幹線道路となる。

デサブ南地域初期開発地区・道路事業 自然環境について

9. 道路予定地から最も近い保護区、自然公園までの距離を明らかにするとともに、事業がそれら周辺の保護区へ与える影響についても報告書に明示すること。
10. 生態的にみて有意な事業対象地域周辺での、既存保護区・自然生態系及び生息・生育する動植物について、その間のネットワーク機能・生物の移動等を考慮し、事業の影響の評価を行うとともに負の影響を軽減する措置を検討すること。
11. 生態系調査の手法を明示すること。
12. 配布資料1)「表9マトリックス法によるスコーピング案」において、「水利用」の項を新設し、住民の水利用・水資源に係る影響を検討すること。影響が予測されれば、その影響を避けるとともに、村落の井戸水の水源を消滅、汚染させないための方策を検討すること。
13. 本事業の対象路線のスコーピング評価に際して、道路の整備やその存在に伴う排水路（雨水排水）の考え方を明記するとともに、「水象」への影響を再検討すること。

デサブ南地域初期開発地区・道路事業 社会環境について

14. 配布資料1) P.6では、本事業対象地域に「住民はほとんど住んでいない」との記述があるが、実際には非自発的移転を強いられる住民がいることを念頭に、評価・記述すること。
15. 用地取得の方法や補償について、土地への権利の有無だけで公式的な判断を行うのではなく、非正規居住者及び遊牧民にも十分な社会配慮を行うこと。
16. 共同体的な結び付きを持った村落住民に移転が生じる場合には、村落の分裂を招かないよう配慮を行うこと。
17. 非自発的住民移転のみでなく、用地取得に伴う環境社会影響がある場合には、十分な対策を講じること。
18. 道路建設による遊牧中の家畜等との衝突への対策を検討すること。
19. 文化遺産への影響については考古学などの専門家による適切なアドバイスを受けると。

以 上